

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	南佐久中部森林組合							
所在地	南佐久郡小海町大字千代里3166-1							
認定番号	建設工事	20-025986						
	森林整備業務	01102						
入札参加停止期間	令和6年9月26日から令和7年1月25日まで（4か月）							
事実概要	<p>対象組合の理事は、長野地方裁判所佐久支部において禁錮以上の刑に処する判決を言い渡され、令和2年9月8日に刑が確定した。</p> <p>このことにより、この者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当することから、対象組合が法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため、令和6年8月29日付けで長野県から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを受けた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められる。</p>							
理由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適當であると認められるため。							
備考	<p>【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置</th> <th>要 件</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不 不 誠 正 実 又 な は 行 為</td> <td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき</td> <td>当該認定をした日から  1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措 置	要 件	期 間	不 不 誠 正 実 又 な は 行 為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から  1か月以上9か月以内
措 置	要 件	期 間						
不 不 誠 正 実 又 な は 行 為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から  1か月以上9か月以内						